

# 第5次男女共同参画基本計画

---

男女共同参画基本計画とは

男女が対等な構成員としてあらゆる分野で活動できる社会の実現に向け、5年ごとに目標などを定める政府の計画（閣議決定される）

第1次男女共同参画基本計画（2000年12月12日閣議決定）

第2次男女共同参画基本計画（2005年12月27日閣議決定）

第3次男女共同参画基本計画（2010年12月17日閣議決定）

第4次男女共同参画基本計画（2015年12月25日閣議決定）

**第5次男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）**

# 第5次男女共同参画基本計画の文章案：修正前後（第5分野）

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

#### (1) 施策の基本的方向

修正前

- インターネット上であっても、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、政府及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。
- インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。



あくまでも違法な表現を防止することが目的であることを確認

### 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

#### (1) 施策の基本的方向

修正後  
(2020年12月25日  
閣議決定)

- インターネット上であっても、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、政府及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。
- インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。

# 第5次男女共同参画基本計画の文章案：修正前後（第10分野）

## 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

### 4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信

#### （1）施策の基本的方向

修正前

- 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディアやクリエイティブな分野と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行うとともに、女性の人権を尊重した表現の推進をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。



社会法益保護目的ではなく、個人法益保護目的であることを確認

### 4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信

#### （1）施策の基本的方向

修正後

(2020年12月25日  
閣議決定)

- 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。